

事務連絡
令和3年6月1日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型インフルエンザ等対策特別措置法の協力要請と連携した
障害者支援施設等に対する施設運営上の指導に関する対応について

障害者支援施設等の入所者等のうち高齢者や基礎疾患を有する者は重症化リスクが高い特性があること、障害者支援施設等で集団感染が生じた場合に入所者等や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、障害者支援施設等を含む高齢者施設等での集中的検査の積極的な実施をお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月28日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、集中的実施計画における対象を通所系の介護事業所にも拡大するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させることとされました。

これを踏まえ、特措法の協力要請と連携した障害者支援施設等に対する施設運営上の指導に関する対応方法等下記のとおりお示ししますので、検査の意義（高齢者施設の従事者等への定期的な検査の積極的な受検について（令和3年5月17日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）【別添1】参照）等と併せて、対象となる障害者支援施設等に対して、集中的検査の受検について積極的に働きかけを行っていただき、できる限り多くの障害者支援施設等に検査を受けていただくよう一層の取組をお願いいたします。

記

1. 特措法に基づく障害者支援施設等に対する受検の協力要請

- 集中的検査計画を策定している都道府県において、感染症対策の観点から集中的検査の受検を求める障害者支援施設等を定めている場合は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく高齢者施設等に対する集中的検査への協力要請について（要請）」（令和3年5月18日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）【別添2】を踏まえ、当該障害者支援施設等の事業者に対して、当該受検の協力の要請を行うこと。

2. 協力要請と連携した障害者支援施設等に対する施設運営上の指導等

- 1の協力要請がなされた障害者支援施設等であって検査を受検しない施設等がある場合は、当該施設等に対し、検査の趣旨や意義、支援策等の周知とともに、受検しない事情、理由等について個別に確認を行うこと。
- 確認の結果、個別の事情も踏まえて相談に応じる等の必要な対応を行った上で、正当な理由なく、検査を受検しない施設等に対して、受検を指導すること。
- なお、正当な理由については、個別の事情に応じて判断いただきたいが、例えば、集中的検査計画とは別の枠組み（別の機関等）で定期的な検査を受検している等が考えられる。

3. 備考

- 都道府県における協力要請等の例
特措法に基づく受検の協力要請、協力要請と連携した対応等の例を示すので、適宜参考とすること。

<埼玉県>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/189373/koufuku171-1.pdf>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/189373/kouhuku171-2.pdf>

<千葉県>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/infureenza/documents/418pcr.pdf>

<石川県>

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/koureisyasisetutoukennsa.html>

(以上)